

## 令和2年度 経営管理権集積計画（旧富士川町域）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の  
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和3年3月1日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-02	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 岩淵	1881-1	132	と31	山林	0.0372	サ	77	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者と協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 岩淵	1890	132	と48	山林	0.0737	サ	67							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 地籍	1881-1	132	と	31	山林	0.0372	サト	77	林小班 の一部				
2	富士市 地籍	1890	132	と	48	山林	0.0737	サト	67					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-03	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4484-25	134 は	26 山林	0.1537	杉	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4484-25	134	は	26	山林	0.1537	と/ナ	56					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は 所在地      所在地      名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 甲之森	4296-36	134 ほ	80	山林	0.0350	スギ	58	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をより算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うためには補助金を適用することが出来る。</li> <li>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権者が甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul>	
2	富士市 甲之森	4482-115	134 ほ	12	山林	0.1041	スギ	54	林小班 の一部						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-36	134	ほ	80	山林	0.0350	スギ・シラカシ	58					
2	富士市中之郷	4482-115	134	ほ	12	山林	0.1041	シラカシ	54					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

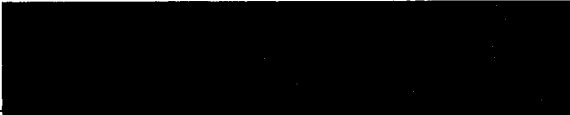
- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-06	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	富士市中之郷	4482-17	134	は	38	山林	0.0039	ナ	68		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	富士市中之郷	4482-18				山林	0.1652											
3	富士市中之郷	4482-142	134	は	48	山林	0.0495	ナ	46	林小班の一部								



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-17	134	ほ	38	山林	0.0039	ヒノキ	68					
2	富士市中之郷	4482-18				山林	0.1652							
3	富士市中之郷	4482-142	134	は	48	山林	0.0495	ヒノキ	46					林小班の一部
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-07	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4296-31	134 ぼ 80 山林	0.0320	ナラ	58	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> <li>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ol>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul>	
2	富士市中之郷	4482-137	134 ぼ 10 山林	0.0727	ナラ	36	林小班の一部						
3	富士市中之郷	4482-141-007	134 は 79 山林	0.0429	ナラ	57							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	率林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-31	134	ほ	80	山林	0.0320	スギ・ヒノキ	58					林小班の一部
2	富士市中之郷	4482-137	134	ほ	10	山林	0.0727	ヒノキ	36					林小班の一部
3	富士市中之郷	4482-141-007	134	は	79	山林	0.0429	スギ	57					


この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-09	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 連林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-28	134	は 23	山林	0.0561	ナ	65	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定され る場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、混雑林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。  ・経営管理実施権が設定され ない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、混雑林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額を有とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	・経営管理実施 権が設定され る場合 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。  ・経営管理実施 権が設定され ない場合 ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	
2	富士市 中之郷	4482-29	134	は 21	山林	0.0469	ナ	58						
3	富士市 中之郷	4484-22	134	は 20	山林	0.0793	ナ	58						
4	富士市 中之郷	4482-135	134	ほ 11	山林	0.1252	ナ	59						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-28	134	は	23	山林	0.0561	トナ	65						
2	富士市中之郷	4482-29	134	は	21	山林	0.0469	トナ	58						
3	富士市中之郷	4484-22	134	は	20	山林	0.0793	トナ	58						
4	富士市中之郷	4482-135	134	ほ	11	山林	0.1252	トナ	59	林小班の一節					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、裏面面積を( )書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から、木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-33	134 ほ	80 山林	0.0409	杉/ヒノ	58	林小切 の二部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりこなう。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-33	134	ほ	80	山林	0.0409	サトウヒ	58					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。


# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)										
	F2-13	経営管理権を設定する森林の林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 株数	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-61	134	ほ3	山林	0.2728	121	39	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定され る場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、深緑林における 伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。  ・経営管理実施権が設定され ない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、深緑林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	経営管理実施権が設定される 場合 1. 甲に支払われるべき課元額の算定方法 ・木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額を10%と算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額に、10%の率で木材を販売し て得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要する経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することとなる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内、計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施 権者がその差額を負担する。ただし、甲に金銭的な負 担を求めない。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定するように経営管理実施権者に 協力することとする。  経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき課元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	経営管理実施 権が設定され る場合 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。  ・経営管理実施 権が設定され ない場合 ・時期、相手 方及び方法 乙が甲に対 して金銭的支 払いを行わ ない。	
2	富士市 中之郷	4482-62	134	ほ4	山林	0.1325	121	59						
3	富士市 中之郷	4482-64			山林	0.058								
4	富士市 中之郷	4483-28	134	ろ50	山林	0.0396	121	50						
5	富士市 中之郷	4483-30	134	ろ48	山林	0.0876	121	56						
6	富士市 中之郷	4484-2			山林	0.0325								
7	富士市 野辺	1859	132	と26	山林	0.2469	121	72						
8	富士市 野辺	1857-1-001	132	と28	山林	0.0479	121	65						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の中以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-61	134	ほ	3	山林	0.2228	シト	39					
2	富士市中之郷	4482-62	134	ほ	4	山林	0.1325	シト	59					
3	富士市中之郷	4482-64				山林	0.0158							
4	富士市中之郷	4483-28	134	ろ	50	山林	0.0396	シト	50					
5	富士市中之郷	4483-30	134	ろ	48	山林	0.0876	シト	56					
6	富士市中之郷	4484-2				山林	0.0325							
7	富士市岩殿	1859	132	と	26	山林	0.2469	シト	72					
8	富士市岩殿	1857-1-001	132	と	28	山林	0.0429	シト	65					


この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考								
番号	所在							地番	林班 林班 小班	地目	面積(ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	
1	富士市中之郷	4306-1	134	ほ	92	山林	0.2733	広葉樹、針葉樹	65		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>
2	富士市中之郷	4306-2	134	ほ	93	山林	0.0578	広葉樹、針葉樹	66						
3	富士市中之郷	4306-3				山林	0.0244								
4	富士市中之郷	4306-4				山林	0.0138								


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4306-1	134	ほ	92	山林	0.2733	広葉樹、スギ、ヒノキ	66						
2	富士市中之郷	4306-2	134	ほ	93	山林	0.0578	広葉樹、スギ、ヒノキ	66						
3	富士市中之郷	4306-3				山林	0.0244								
4	富士市中之郷	4306-4				山林	0.0138								
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 林小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市中之郷	4296-10	134	ほ	70	山林	0.0378	み	58	林小班の一部	2021.3.1  6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4296-127			山林	0.0044										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-10	134	ほ	70	山林	0.0378	杉*	58					
2	富士市中之郷	4296-127				山林	0.0044							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
	F2-16	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	[Redacted]											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-141-012	134 は	71 山林	0.0429	広葉樹 スギ、ヒノキ	52		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-141-012	134	は	71	山林	0.0429	広葉樹、スギ、ヒノキ	52						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は 所在地      名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

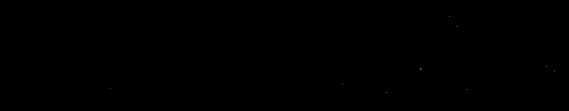
# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	R2-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富上市 中之郷	4296-83	134	へ	57	山林	0.0207	広葉樹 58	林小 所の一 部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> </ol> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> <p>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul>	
2	富上市 中之郷	4296-84				山林	0.0121								
3	富上市 中之郷	4296-117				山林	0.0014								
4	富上市 中之郷	4482-105	134	ほ	17	山林	0.0942	広葉樹 65							



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-83	134	へ	57	山林	0.0207	広葉樹、スギ、ヒノキ	58	林小班の一部					
2	富士市中之郷	4296-84				山林	0.0121								
3	富士市中之郷	4296-117				山林	0.0014								
4	富士市中之郷	4482-105	134	ほ	17	山林	0.0942	スギ、ヒノキ	65						


この計画に同意する。	権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	(同上)	名称	富士市長 小長井 義正	印
	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	(同上)	氏名又は名称		

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-18	経営管理権の設定を受ける市町村 村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基 づく行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	造林班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考								
1	富士市 中之郷	4482-37	134	は	42	山林	0.0033	スギ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定され る場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が据出した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す る上と並に、採択林における 伐採等には控えるなど生物多 様性に配慮する  ・経営管理実施権が設定され ない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、採択林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する ・乙は、火災、病害虫及び火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき課税額の算定方法 ・甲に支払われるべき課税額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の費用管理費を控除した収益 額をもとに算定する 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売し て得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案し、木材の利益が見込める額 により算定する 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費に充当する、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案し、木材の利益が見込める額 により算定する 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ため、補助金を適用することがある。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが ある ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施 権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること  経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき課税額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法  経営管理実施 権が設定され る場合 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、連 べかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに しりおこな う。  ・経営管理実施 権が設定され ない場合 ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いが行わ ない。		
2	富士市 中之郷	4482-76	134	は	54	山林	0.0975	スギ	60								
3	富士市 中之郷	4482-111	134	は	21	山林	0.0254	広葉樹 1 スギ	53								
4	富士市 中之郷	4482-188	134	は	22	山林	0.0289	広葉樹 2 スギ	53								
5	富士市 中之郷	4484-28	134	は	29	山林	0.0476	スギ	61								
6	富士市 中之郷	4484-29				山林	0.0003										
7	富士市 中之郷	4482-141-013	134	は	87	山林	0.0456	スギ	63								


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-37	134	は	42	山林	0.0033	ヒノキ	56					
2	富士市中之郷	4482-76	134	ほ	54	山林	0.0975	ヒノキ	60					
3	富士市中之郷	4482-111	134	ほ	21	山林	0.0254	広葉樹、スギ、ヒノキ	53					
4	富士市中之郷	4482-188	134	ほ	22	山林	0.0289	広葉樹、スギ、ヒノキ	53					
5	富士市中之郷	4484-28	134	は	29	山林	0.0476	ヒノキ、ヒノキ	61					
6	富士市中之郷	4484-29				山林	0.0003							
7	富士市中之郷	4482-141-013	134	は	82	山林	0.0456	ヒノキ	63					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長年 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、〇〇年又は〇〇年〇〇月〇〇日までと記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-20	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4483-23	134	ろ61	山林	0.1464	い	65	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中之郷	4484-6	134	は9	山林	0.0376	い	62						

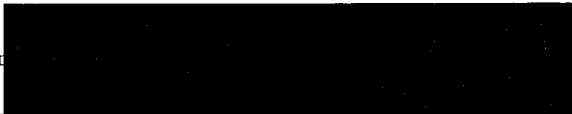
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4483-23	134	ろ	61	山林	0.1464	シ/ナ	65					
2	富士市中之郷	4484-6	134	は	9	山林	0.0376	シ/ナ	62					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-21	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から、木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-60	134 へ 59 山林	0.0433	ナ ナ	58	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-60	134	へ	59	山林	0.0433	スギ・ヒノキ	58					林小班の一部
2	富士市中之郷	4482-129	134	ほ	15	山林	0.2714	スギ・ヒノキ	65					
3	富士市中之郷	4482-131	134	ほ	10	山林	0.0571	スギ・ヒノキ	36					林小班の一部
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

警 理 番 号	F2-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林 班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-56	134 へ	59 山林	0.0793	ト/ト	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中之郷	4299	134 ほ	64 山林	0.0244	ト/ト	60							
3	富士市 中之郷	4482-118	134 ほ	12 山林	0.0895	ト/ト	54							
4			134 ほ	8		ト/ト	63							
5	富士市 中之郷	4482-138	134 ほ	11 山林	0.0380	ト/ト	59							
6	富士市 中之郷	4482-139	134 ほ	10 山林	0.0469	ト/ト	54							



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-56	134	へ	59	山林	0.0793	シナ	67						
2	富士市中之郷	4299	134	ほ	64	山林	0.0244	シナ	60						
3	富士市中之郷	4482-118	134	ほ	12	山林	0.0895	シナ	54						
4			134	ほ	8			シナ	63						
5	富士市中之郷	4482-136	134	ほ	11	山林	0.0380	シナ	59						
6	富士市中之郷	4482-139	134	ほ	10	山林	0.0469	シナ	54						
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

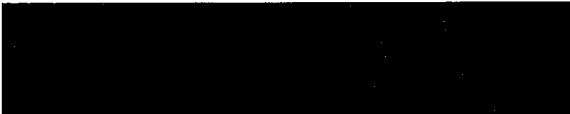
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-74	134 ほ	55 山林	0.1206	c/s	62	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-74	134	ほ	55	山林	0.1206	ヒノキ	62						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は       名称</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地)										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目							面積(ha)	現況樹種	現況林齢
1	富士市中之郷	4296-54	134	へ	59	山林	0.0568	杉	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul>
2	富士市中之郷	4482-81	134	ほ	26	山林	0.0996	広葉樹	53						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4296-54	134	へ	59	山林	0.0568	スギ、ヒノキ	58					
2	富士市中之郷	4482-81	134	ほ	26	山林	0.0996	広葉樹、スギ、ヒノキ	53					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	R2 25	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-13	134 ほ	39 山林	0.1490	イ	55		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、天災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、天災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を5割で算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額に「イ」は、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、「ロ」は、その利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費に「ロ」は、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、「イ」は、その利益が見込める額により算定する。</p> <p>1. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することとなる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を両方から策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連年におこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者が甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	富士市 中之郷	4482-46	134 ほ	47 山林	0.0849	イ	46							
3	富士市 中之郷	4482-71	134 ほ	51 山林	0.0915	イ	47							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4482-13	134	ほ	39	山林	0.1490	ヒノキ	55	[Redacted]	[Redacted]			
2	富士市中之郷	4482-46	134	は	47	山林	0.0849	ヒノキ	46					
3	富士市中之郷	4482-71	134	ほ	51	山林	0.0915	ヒノキ	47					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 [Redacted]</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項		(所在地)	
整理番号	F2-26	(名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地
経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		富士市長 小長井 義正	
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		[Redacted]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況林齢 備考
1	富士市中之郷	4482-102	134 ぼ 19 山林 0.0323 24' 1/4 57 林小班の一部
2	富士市中之郷	4482-103	山林 0.0023
3	富士市中之郷	4482-141-002010	134 は 80 山林 0.0875 24' 1/4 56
<p>経営管理権の初期</p> <p>経営管理権の存続期間(終期)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したおおよそのお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>備考</p>			
<p>2021.3.1</p> <p>6年(2027.3.31)</p> <p>                     &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      1. 森林経営                      ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。                      2. 森林管理                      ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。                      3. 森林施業                      ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。                      ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。                 </p> <p>                     &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                      ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。                      2. 木材の販売収入の額の算定方法                      ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。                      3. 木材生産業務費の算定方法                      ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。                      4. 留意事項                      ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。                      ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。                      ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。                      ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。                 </p> <p>                     &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                      ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。                      2. 留意事項                      ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。                 </p> <p>                     &lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;                      1. 時期                      木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。                      2. 相手方及び方法                      経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。                      &lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;                      ・時期、相手方及び方法                      乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。                 </p>			



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称	権原の種類	同意印
1	富士市中之郷	4482-102	134	ほ	19	山林	0.0323	スギ、ヒノキ	57	林小班の一部					
2	富士市中之郷	4482-103				山林	0.0023								
3	富士市中之郷	4482-141-002010	134	は	80	山林	0.0875	スギ、ヒノキ	56						
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-27	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林原 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4483-21	134	は	10	山林	0.1656	1/4	63		<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市中之郷	4484-4	134	ろ	59	山林	0.0971	1/4	60					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 中之郷	4483-21	134	は	10	山林	0.1656	ㄟ/ㄝ	63					
2	富士市 中之郷	4484-4	134	ろ	59	山林	0.0971	ㄟ/ㄝ	60					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-28	経営管理権の設定を受ける町町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	連林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況材齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	本材の販売による収入から本材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	▲14 15.0	1857-1-017	132	と	24	山林	0.3349	ス イ	53		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 この決定した経営管理実施権者が森林経営を委託し、利用関係業者が本材生産業務及び本材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 この決定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 この決定した経営管理実施権者が指示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施することとし、当該林における伐採等は隣接する生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>この林、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にかかわらず、当該林における伐採等は隣接する生物多様性に配慮する。</p> <p>この林、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金額から本材生産業務費、本材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 本材の販売収入の額の算定方法 本材の販売収入の額は、(1)日、実際に本材を販売し、内訳別収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 本材生産業務費の算定方法 本材生産業務費については、実際に本材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、本材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を本材生産業務費の10%以内で計上することができる。 本材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づきこの実施する間伐の結果生じた本材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 この経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 本材生産業務及び本材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</p>	
2	▲14 15.0	1857-1-018	132	と	25	山林	0.6739	ス イ	62							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 岩手	1857-1-017	132	と	24	山林	0.3349	ササ、ヒノキ	53					
2	富士市 岩手	1857-1-018	132	と	25	山林	0.6739	ササ、ヒノキ	62					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	整理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
	F2-29	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 造林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 永田	1880	132	と35	山林	0.2961	ヒノキ	61		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 地籍	1880	132	と	35	山林	0.2961	杉	61					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は 所在地      名称</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	富士市中之郷	4484-10	134	は	12	山林	0.1426	E/A	62			
<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>									<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>		



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4484-10	134	は	12	山林	0.1428	ヒノキ	62						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富七市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。


(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-32	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 水田町	1885-2	132	と	31	山林	0.2692	広葉樹 ナリナ	61	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合、 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合、 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合、 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合、 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合、 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合、 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 水田町	1891-1				山林	0.2000									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 樹道	1885-2	132	と	31	山林	0.2692	広葉樹、スギ、ヒノキ	61	林小班の一部					
2	富士市 樹道	1891-1				山林	0.2000								


この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合について甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に口金 支払うべき時間、相手方及 び方法	備考
1	富士市 四之郷	4296-43	134 ほ 78 山林	0.0289	サ 1/1 シ 1/1	61	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、林用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等に控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することとなる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を連年又は策定されるように経営管理実施権者に協力を要する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づいて乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益10%の額とする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連年又は1回となる。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者が甲に口金を支払うこととし、支払方法は、甲の指定又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭は行わない。</p>	
2	富士市 四之郷	4296-44	134 ほ 79 山林	0.0449	サ 1/1 シ 1/1 瓜栗組	61	林小班 の一部						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-43	134	ほ	78	山林	0.0289	スギ・ヒノキ	61					林小班の一部
2	富士市中之郷	4296-44	134	ほ	79	山林	0.0449	スギ・ヒノキ・広葉樹	61					林小班の一部
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富七市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)							現況樹種	現況林齢
1	富士市中之郷	4483-22	134	ろ	60	山林	0.1325	シラ	65	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市中之郷	4484-5				山林	0.0522								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4483-22	134	ろ	60	山林	0.1325	シ/キ	65					
2	富士市中之郷	4484-5				山林	0.0522							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地                      (同上)                      氏名又は名称                      </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

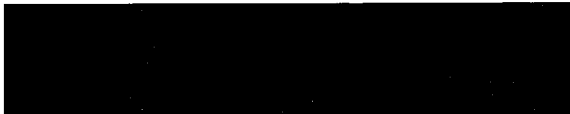
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	F2-35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地														
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																		
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考				
1	富士市 中之郷	4482-65	134	ほ 6	山林	0.2456	広葉樹	63	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合、 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。					
2	富士市 中之郷	4482-87	134	ほ 23	山林	0.0776	広葉樹	65										
3	富士市 中之郷	4482-183			山林	0.0199												
4	富士市 中之郷	4482-185			山林	0.0053												



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-65	134	ほ	6	山林	0.2456	広葉樹	63					
2	富士市中之郷	4482-87	134	ほ	23	山林	0.0776	ヒノキ	65					
3	富士市中之郷	4482-183				山林	0.0199							
4	富士市中之郷	4482-185				山林	0.0053							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画


## 1 個別事項

整理番号	F2-37	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の立地 林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4482-34	134	は 45	山林	0.1781	ナラ	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提がした企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。  経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4484-13	134	は 7	山林	0.3586	ナラ	65							
3	富士市中之郷	4482-141-002017	134	は 62	山林	0.1400	ナラ	55							
4	富士市中之郷	4484-48-006	134	は 55	山林	0.0600	ナラ	57	林小班の一節						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-34	134	は	45	山林	0.1781	c/f	62					
2	富士市中之郷	4484-13	134	は	7	山林	0.3586	c/f	65					
3	富士市中之郷	4482-141-002017	134	は	62	山林	0.1400	st, L/f	55					
4	富士市中之郷	4484-48-006	134	は	55	山林	0.0600	c/f	57					林小班の一部

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印


権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別票とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	本材の販売による収入から本材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合に甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-64	134	へ 58	山林	0.0545	77	41	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の本材生産業務及び本材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、浸鮮林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、浸鮮林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金収入から本材生産業務費、本材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を上限に算定する。 2. 本材の販売収入の額の算定方法 ・本材の販売収入の額については、実際に本材を販売して得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 本材生産業務費の算定方法 ・本材生産業務費については、実際に本材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、本材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を本材生産業務費の10%以内で計上することが出来る。 ・本材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担するとして、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 本材生産業務及び本材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中之郷	4482-85	134	ほ 24	山林	0.0398	77	68						
3	富士市 中之郷	4482-173			山林	0.0155								
4	富士市 中之郷	4482-175			山林	0.0092								

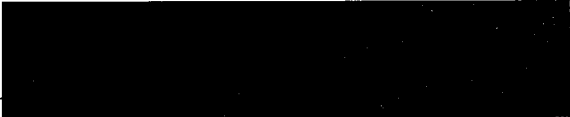
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-64	134	へ	58	山林	0.0545	ヒノキ	41	林小頭の一部					
2	富士市中之郷	4482-85	134	ほ	24	山林	0.0398	ヒノキ	68	林小頭の一部					
3	富士市中之郷	4482-173				山林	0.0155								
4	富士市中之郷	4482-175				山林	0.0092								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       名称</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-39	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 中之郷	4482-30	134	は 38	山林	0.0029	トナ	63	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。			
2	富士市 中之郷	4482-31	134	は 40	山林	0.0664	トナ	63								
3	富士市 中之郷	4484-23	134	は 24	山林	0.0329	トナ	63								
4	富士市 中之郷	4484-32			山林	0.1239										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-30	134	は	38	山林	0.0029	ヒノキ	63					
2	富士市中之郷	4482-31	134	は	40	山林	0.0664	ヒノキ	63					
3	富士市中之郷	4484-23	134	は	24	山林	0.0829	ヒノキ	63					
4	富士市中之郷	4484-32				山林	0.1239							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

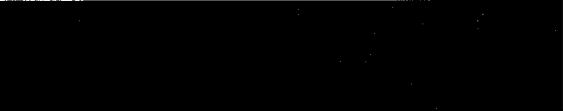
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-40	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 中之郷	4482-25	134 は	18 山林	0.138	杉	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	富士市 中之郷	4482-80	134 ほ	29 山林	0.0348	広葉樹 その他	56									
3	富士市 中之郷	4482-180		山林	0.0370											
4	富士市 中之郷	4482-181		山林	0.0123											




乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-25	134	は	18	山林	0.1381	ヒノキ	56						
2	富士市中之郷	4482-80	134	ほ	29	山林	0.0348	広葉樹・スギ・ヒノキ	56						
3	富士市中之郷	4482-180				山林	0.0370								
4	富士市中之郷	4482-181				山林	0.0123								
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	整理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-30	134 ほ 80 山林	0.0366	ナ シ ナ ナ	59	林小班 の二部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合) 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-30	134	ほ	80	山林	0.0366	スギ・ヒノキ	59	林小班の一部					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

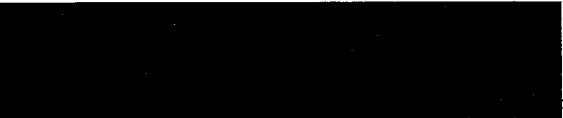
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-42	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4484-48-001	134 は 53	山林	0.0600	トナリ	57		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4484-48-001	134	は	53	山林	0.0600	トナ	57					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-43	経営管理権の設定を受ける市町村 村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 造林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 中之郷	4296-53	134	ほ	78	山林	0.0429	杉	74	68	林小班 の二群	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘察して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘察して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-53	134	ほ	78	山林	0.0429	スギ・ヒノキ	68					

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

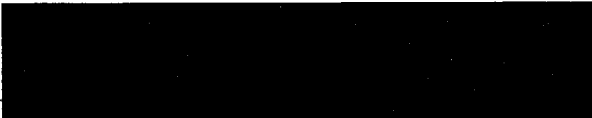
- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-44	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4296-17	134	ほ	67	山林	0.0323	ヒノキ	83	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul>
2	富士市中之郷	4296-136				山林	0.0016								



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-17	134	ほ	67	山林	0.0323	ヒノキ	83	林小班の一部					
2	富士市中之郷	4296-136				山林	0.0016								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2 45	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-65	134 へ	58 山林	0.0396	杉	41	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-65	134	へ	58	山林	0.0396	ヒノキ	41	林小班の一部				
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号		F2-46		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)					
整理番号		F2-46		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	薄林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市中之郷	4484-26	134	は	28	山林	0.2350	クナ	61		2021.3.1 6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	富士市中之郷	4484-27	134	は	27	山林	0.1345	クナ	56								
3	富士市中之郷	4482-141-017	134	は	60	山林	0.2400	クナ	55	林小班の一部							
4	富士市中之郷	4482-141-018	134	は	69	山林	0.0600	クナ	53	林小班の一部							
5	富士市中之郷	4482-141-019	134	は	58	山林	0.0500	クナ	41								
6	富士市中之郷	4482-141-020	134	は	63	山林	0.1200	クナ	53	林小班の一部							
① 市村山林管理 土地借地契 借地面積は、A=4700																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4484-26	134	は	28	山林	0.2350	ヒノキ	61						
2	富士市中之郷	4484-27	134	は	27	山林	0.1345	ヒノキ	56						
3	富士市中之郷	4482-141-017	134	は	60	山林	0.2400	スギ・ヒノキ	55	林小班の一部					
4	富士市中之郷	4482-141-018	134	は	69	山林	0.0600	スギ・ヒノキ	53	林小班の一部					
5	富士市中之郷	4482-141-019	134	は	58	山林	0.0500	スギ・ヒノキ	41						
6	富士市中之郷	4482-141-020	134	は	63	山林	0.1200	スギ・ヒノキ	53	林小班の一部					
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-47	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市中之郷	4256	134 ぼ 85 山林	0.0568	24 杉	70	林小町の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市中之郷	4483-24	134 ろ 62 山林	0.3335	17	67										
3	富士市中之郷	4484-7		0.0247												
4	富士市中之郷	4484-31	134 は 31 山林	0.1824	17	63										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4256	134	ほ	85	山林	0.0568	スギ・ヒノキ	70					林小班の一部
2	富士市中之郷	4483-24	134	ろ	62	山林	0.3335	ヒノキ	67					
3	富士市中之郷	4484-7				山林	0.0247							
4	富士市中之郷	4484-31	134	は	31	山林	0.1824	ヒノキ	63					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-48	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市中之郷	4472	134	ほ	95	山林	0.3352	在甲樹種 1,2,3,4,5	59		・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・この算定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・この算定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が算定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、活断層における伐採等は埋まるなど生物多様性に配慮する。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は埋まるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を主として算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した認定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した認定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業が実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の商用を受けるのに必要な森林経営計画を事前に策定できるように経営管理実施権者に協力を要する。  ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	富士市中之郷	4472	134	ほ	47	山林	0.3352	在甲樹種 1,2,3,4,5	83							
3	富士市中之郷	4473-2				山林	0.0247									
4	富士市中之郷	4476				山林	0.0469									



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4472	134	ほ	95	山林	0.3352	広葉樹 ス 針葉樹 ス	59		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	富士市中之郷	4472	134	ほ	47	山林	0.3352	広葉樹 ス 針葉樹 ス	83					
3	富士市中之郷	4473-2				山林	0.0247							
4	富士市中之郷	4476				山林	0.0469							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 [Redacted]</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とする。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載すること。森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	R2-49	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4478	134	ほ	49	山林	0.0773	広葉樹	63	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>・経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>
2	富士市中之郷	4483-25	134	ろ	66	山林	0.0628	針葉	59					
3	富士市中之郷	4483-27	134	ろ	64	山林	0.123	針葉	59					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	富士市中之郷	4478	134	ほ	49	山林	0.0773	広葉樹	63					
2	富士市中之郷	4483-25	134	ろ	66	山林	0.0628	ヒノキ	59					
3	富士市中之郷	4483-27	134	ろ	64	山林	0.1213	ヒノキ	59					

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は 所在地      名称</p>
--

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-50	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4482-21	134	ほ 34	山林	0.2320	広葉樹	66	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-21	134	ほ	34	山林	0.2320	広葉樹	66						
2	富士市中之郷	4482-22				山林	0.0297								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は 所在地      所在地      名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-53	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4484-18	134 は	2	山林	0.2495	60		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、採択林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、採択林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連年が完了する。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 中之郷	4484-18	134	は	2	山林	0.2495	スギ、ヒノキ	60					
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	R2-55	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお取益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 中之郷	4484-38	134	は 32	山林	0.0201	ナラ	60	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混雑林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混雑林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、日、実際に木材を販売し、得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払い(行わない)	
2	富士市 中之郷	4484-39			山林	0.0545									



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外 (権原者 (E))				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意日	
1	富士市中之郷	4484-38	134	は	32	山林	0.0201	ヒノ	60					
2	富士市中之郷	4484-39				山林	0.0545							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印


権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

整理番号	F2-57	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	富士市 岩部	1878	132	と	34-1	山林	0.1474	ヒノキ	61		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を委託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を委託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ol> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> <li>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ol>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 岩瀬	1878	132	と	34-1	山林	0.1474	杉	61					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は            所在地      名称      </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-58	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4482-14	134 保 46	山林	0.1543	ナラ	72		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4482-23	134 保 37	山林	0.1633	ナラ	73							
3	富士市中之郷	4484-36	134 保 34	山林	0.1418	ナラ	63							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4482-14	134	ほ	46	山林	0.1543	ヒノキ	72					
2	富士市中之郷	4482-23	134	ほ	37	山林	0.1633	ヒノキ	73					
3	富士市中之郷	4484-36	134	は	34	山林	0.1418	ヒノキ	63					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上）</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-59	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地															
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																			
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考					
1	富士市中之郷	4482-33	134	は 46	山林	0.2552	ヒノキ	46	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。						
2	富士市中之郷	4468	134	ほ 45	山林	0.0148	広葉樹、ヒノキ	73											
3	富士市中之郷	4469	134	ほ 39	山林	0.0357	広葉樹、ヒノキ	73											
4	富士市中之郷	4470			山林	0.0201													
5	富士市中之郷	4482-15			山林	0.0168													
6	富士市中之郷	4482-16			山林	0.0056													
7	富士市中之郷	4448-1	134	ほ 41	山林	0.0069	スギ、ヒノキ	56											
8	富士市中之郷	4448-2	134	ろ 47	畑	0.0267	スギ、ヒノキ	50											
9	富士市中之郷	4449-1	134	ろ 49	山林	0.0010	スギ、ヒノキ	56											
10	富士市中之郷	4449-2			畑	0.0142													
11	富士市中之郷	4482-7			山林	0.1705													
12	富士市中之郷	4482-8			山林	0.0082													
13	富士市中之郷	4483-29			山林	0.2575													
14	富士市中之郷	4483-31			山林	0.0085													
15	富士市中之郷	4484-1			山林	0.0463													
					<経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。										<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。		<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4482-33	134	ほ	46	山林	0.2552	ヒノキ	46					
2	富士市中之郷	4468	134	ほ	45	山林	0.0148	広葉樹, ヒノキ	73					
3	富士市中之郷	4469	134	ほ	39	山林	0.0357	広葉樹, ヒノキ	73					
4	富士市中之郷	4470				山林	0.0201							
5	富士市中之郷	4482-15				山林	0.0168							
6	富士市中之郷	4482-16				山林	0.0056							
7	富士市中之郷	4448-1	134	ほ	41	山林	0.0069	ササ, ヒノキ	56					
8	富士市中之郷	4448-2	134	ろ	47	畑	0.0267	ササ, ヒノキ	50					
9	富士市中之郷	4449-1	134	ろ	49	山林	0.0010	ササ, ヒノキ	56					
10	富士市中之郷	4449-2				畑	0.0142							
11	富士市中之郷	4482-7				山林	0.1705							
12	富士市中之郷	4482-8				山林	0.0082							
13	富士市中之郷	4483-29				山林	0.2575							
14	富士市中之郷	4483-31				山林	0.0085							
15	富士市中之郷	4484-1				山林	0.0463							
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-60	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富七市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4258	134	ほ 82	山林	0.1834	トナリ	63		2021.3.1  6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4296-37		山林	0.0409										
3	富士市中之郷	4482-141-025	134	ほ 75	山林	0.1949	トナリ	56							
4			134	ほ 76											



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4258	134	ほ	82	山林	0.1834	シナ	63					
2	富士市中之郷	4296-37				山林	0.0409							
3	富士市中之郷	4482-141-025	134	は	75	山林	0.1949	スギ・ヒノキ	56					
4			134	は	76			スギ・ヒノキ	34					

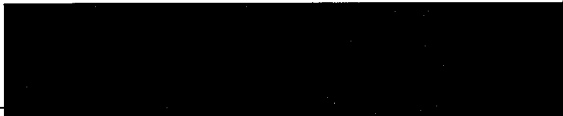
この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-61	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4300-1	134	ほ	63	山林	0.0341	ほ	63		6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4482-128			山林	0.0080									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4300-1	134	ほ	63	山林	0.0341	ササ.ヒノ	63					
2	富士市中之郷	4482-128				山林	0.0080							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-62	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4462	134	ほ 44	山林	0.0452	ス*、L/F	56		2021.3.1  6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。  <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中之郷	4464			山林	0.0185								
3	富士市 中之郷	4482-1			山林	0.1914								
4	富士市 中之郷	4482-9			山林	0.0195								
5	富士市 中之郷	4482-12	134	ほ 40	山林	0.1705	ス*、L/F	56						
6	富士市 中之郷	4482-32	134	ほ 39	山林	0.0317	ス*、L/F	56						
7	富士市 中之郷	4484-24	134	ほ 25	山林	0.1335	ス*、L/F	56						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4462	134	ほ	44	山林	0.0452	スギ・ヒノキ	56					
2	富士市中之郷	4464				山林	0.0185							
3	富士市中之郷	4482-1				山林	0.1914							
4	富士市中之郷	4482-9				山林	0.0195							
5	富士市中之郷	4482-12	134	ほ	40	山林	0.1705	スギ・ヒノキ	56					
6	富士市中之郷	4482-32	134	は	39	山林	0.0317	スギ・ヒノキ	56					
7	富士市中之郷	4484-24	134	は	25	山林	0.1335	スギ・ヒノキ	56					

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 [REDACTED] 氏名又は名称 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)															
	F2-63	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																			
番号	所在	地番	林班	造林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	富士市中之郷	4482-26	134	は	19	山林	0.1236	ナラ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>・経営管理実施権者が設定される場合</p> <p>1. 森林経営</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権者が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市中之郷	4482-27			山林	0.0195													
3	富士市中之郷	4484-21				山林	0.0320												
4	富士市中之郷	4482-141-026	134	は	57	山林	0.0800	ナラ	57										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-26	134	は	19	山林	0.1236	トナ	56					
2	富士市中之郷	4482-27				山林	0.0195							
3	富士市中之郷	4484-21				山林	0.0320							
4	富士市中之郷	4482-141-026	134	は	57	山林	0.0800	トナ	57					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-64	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市中之郷	4296-63	134 へ 59	山林	0.0869	広葉樹類 S, L21	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こさう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</p>	
2	富士市中之郷	4482-75	134 ほ 53	山林	0.0727	広葉樹類 S, L21	69							




乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-63	134	へ	59	山林	0.0869	広葉樹、スギ、ヒノキ	67		[Redacted]				
2	富士市中之郷	4482-75	134	ほ	53	山林	0.0727	スギ、ヒノキ	69						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 [Redacted]</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項												(所在地)						
整理番号	F2-65	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)										静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										富士市長 小長井 義正						
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										(住所又は所在地)						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	富士市中之郷	4467	134	ほ	40	山林	0.0469	杉	65	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合。</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合。</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合:</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合:</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合:</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合:</p> <p>時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>			
2	富士市中之郷	4484-17	134	ほ	3	山林	0.2161	杉	57									
3	富士市中之郷	4421-2	134	ろ	72	山林	0.0138	杉	66									
4	富士市中之郷	4483-13				山林	0.038											
5	富士市中之郷	4427				山林	0.0224											
6	富士市中之郷	4428				山林	0.0499											
7	富士市中之郷	4446	134	ろ	52	山林	0.0856	杉	66									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4467	134	ほ	40	山林	0.0469	ヒノキ	65	林小班の一部				
2	富士市中之郷	4484-17	134	は	3	山林	0.2161	ヒノキ	57					
3	富士市中之郷	4421-2	134	ろ	72	山林	0.0138	ヒノキ	66					
4	富士市中之郷	4483-13				山林	0.038							
5	富士市中之郷	4427				山林	0.0224							
6	富士市中之郷	4428				山林	0.0499							
7	富士市中之郷	4446	134	ろ	52	山林	0.0856	広葉樹、スギ、ヒノキ	66					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画


## 1 個別事項

整理番号	F2-66	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)		静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	造林班	小班	地目	面積(ha)							現況樹種	現況林齢
1	富士市中之郷	4296-16	134	ほ	68	山林	0.0480	ナラ	59	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市中之郷	4296-131				山林	0.0034								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-16	134	ほ	68	山林	0.0480	ササ. 杉	59	林小班の一部					
2	富士市中之郷	4296-131				山林	0.0034								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)                      (同上)                      氏名又は名称                      

(同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-68	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-74	134	へ 57	山林	0.0364	27+	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)  <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。  <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中之郷	4296-75		山林	0.0113									
3	富士市 中之郷	4296-79		山林	0.0337									
4	富士市 中之郷	4471	134	ほ 48	山林	0.1295	27+	60						
5	富士市 中之郷	4482-104	134	ほ 18	山林	0.0400	24+	64						
6	富士市 中之郷	4482-106			山林	0.0661								
7	富士市 中之郷	4482-107			山林	0.0720								
8	富士市 中之郷	4482-108			山林	0.0776								
9	富士市 岩瀬	1853	132	と 31	山林	0.0985	24+ 27+	61	林小班の一部 林小班の一部					
10	富士市 岩瀬	1854-1	132	と 34	山林	0.0366	25+	65						
11	富士市 岩瀬	1855	132	と 32-1	山林	0.1223	25+	65						
12	富士市 岩瀬	1855	132	と 32	山林	0.1223	25+	65						
13	富士市 岩瀬	1856			山林	0.0952								
14	富士市 岩瀬	1860			山林	0.1276								
15	富士市 岩瀬	1863			山林	0.0945								
16	富士市 岩瀬	1864			山林	0.1411								
17	富士市 岩瀬	1865			山林	0.1034								
18	富士市 岩瀬	1866			山林	0.1200								
19	富士市 岩瀬	1867			山林	0.1074								
20	富士市 岩瀬	1870			山林	0.0912								
21	富士市 岩瀬	1857-1-003	132	と 24	山林	0.2113	23+	53						
22	富士市 岩瀬	1857-3	132	と 27	山林	0.2259	23+	60	林小班の一部					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市中之郷	4296-74	134	へ	57	山林	0.0364	ヒノキ	58						
2	富士市中之郷	4296-75				山林	0.0113								
3	富士市中之郷	4296-79				山林	0.0337								
4	富士市中之郷	4471	134	ほ	48	山林	0.1295	ヒノキ	60						
5	富士市中之郷	4482-104	134	ほ	18	山林	0.0400	ヒノキ	64						
6	富士市中之郷	4482-106				山林	0.0661								
7	富士市中之郷	4482-107				山林	0.0720								
8	富士市中之郷	4482-108				山林	0.0776								
9	富士市岩間	1853	132	と	31	山林	0.0985	ヒノキ、ヒノキ、ヒノキ	61	林小班の一部					
10	富士市岩間	1854-1	132	と	34	山林	0.0366	ヒノキ	65	林小班の一部					
11	富士市岩間	1855	132	と	32-1	山林	0.1223	ヒノキ	65						
12	富士市岩間	1855	132	と	32	山林	0.1223	ヒノキ	65						
13	富士市岩間	1856				山林	0.0952								
14	富士市岩間	1860				山林	0.1276								
15	富士市岩間	1863				山林	0.0945								
16	富士市岩間	1864				山林	0.1411								
17	富士市岩間	1865				山林	0.1034								
18	富士市岩間	1866				山林	0.1200								
19	富士市岩間	1867				山林	0.1074								
20	富士市岩間	1870				山林	0.0912								
21	富士市岩間	1857-1-003	132	と	24	山林	0.2113	ヒノキ	53						
22	富士市岩間	1857-3	132	と	27	山林	0.2259	ヒノキ	60	林小班の一部					

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、加筆すること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。


(注) 高圧線下は除く

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-69	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 林小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-69	134 ほ49 山林	0.1990	広葉樹 ス ト ク	63		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあつては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4482-69	134	ほ	49	山林	0.1990	広葉樹、スギ、ヒノキ	63						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       名称</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-72	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 地番	1868	132と	29 山林	0.0773	イハ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期、相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</li> </ul> </li> </ul>	
2	富士市 地番	1857-1-002	132と	29 山林	0.8000	イハ	56							

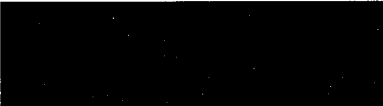
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 森原	1868	132	と	29	山林	0.0773	E/F	56					
2	富士市 森原	1857-1-002	132	と	29	山林	0.8000	E/F	56					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は 所在地                      所在地                      名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること、また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-74	(名称) 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4483-20	134	ろ	51	山林	0.1920	シ	53	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul>	
2	富士市中之郷	4484-3			山林	0.0710									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4483-20	134	ろ	51	山林	0.1920	ヒノキ	53					
2	富士市中之郷	4484-3				山林	0.0710							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p>														

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。


（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項												(所在地)					
整理番号	F2-75	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)										静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	率林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 惣領	1751-1	132	と	41	山林	0.0621	シ	56		2021.3.1 6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	富士市 惣領	1751-2	132	と	36	田	0.0409	シ	57								
3	富士市 惣領	1751-3	132	と	37	田	0.1054	広葉樹	58								
4	富士市 惣領	1751-4	132	と	43	畑	0.0442	シ	65								
5	富士市 惣領	1882-1	132	と	39	山林	0.3750	シ	43								
6	富士市 惣領	1884-1	132	と	38	山林	0.2928	シ	40								
7	富士市 惣領	1884-2				畑	0.0631										
8	富士市 惣領	1886				山林	0.0654										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	富士市 森源	1751-1	132	と	41	山林	0.0621	ス*	56					
2	富士市 森源	1751-2	132	と	36	田	0.0409	ヒ*	57					
3	富士市 森源	1751-3	132	と	37	田	0.1054	広葉樹	58					
4	富士市 森源	1751-4	132	と	43	畑	0.0442	ス*	65					
5	富士市 森源	1882-1	132	と	39	山林	0.3750	ヒ*	43					
6	富士市 森源	1884-1	132	と	38	山林	0.2928	ヒ*	40					
7	富士市 森源	1884-2				畑	0.0631							
8	富士市 森源	1886				山林	0.0654							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号		経営管理権の設置する市町村(林種)							名称			(所在地)		
E2-76		経営管理権を設置する市町村(林種) 経営管理権を設置する市町村(林種) 所有権(甲)							富士市長 小長井 義正			静岡県富士市水田町1丁目100番地		
乙が経営管理権を設置する市町村(A)														
番号	所在	地番	林種	面積 (ha)	現況 林種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づき行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除して余剰利益がある場合において甲に支 払われるSAM金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 水田町	4482-63	134	14	5	山林	0.4234	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理権権が設置する市町村(林種)</p> <p>1. 森林経営 ・乙が確定した経営管理権権者が森林経営委員会(利権期間内)の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</p> <p>2. 森林管理 ・乙が確定した経営管理権権者が森林管理委員会(林齢、樹高、樹形、気象災害等の把握を確立する等)の役割を確立する等、年1回以上、林道等の開設等の役割を担う等森林の保全を図る</p> <p>3. 森林施業 ・乙が確定した経営管理権権者が提出した企画提案書に基づき、森林施業を実施する。乙が、森林施業に必要となる伐採等に関する伐採等計画を乙が生物多様性保護計画</p> <p>経営管理権権が設置する市町村(林種)</p> <p>・乙が、存続期間中、関係企業協力を促進し、施業の推進を図る。乙が、森林施業に必要となる伐採等計画を乙が生物多様性保護計画</p> <p>・乙が、木材の活用促進を図る。乙が、木材の活用促進を図る。乙が、木材の活用促進を図る。</p>	<p>経営管理権権が設置される場合</p> <p>1. 甲に支払われるSAM金額の算定方法 ・甲に支払われるSAM金額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林の施業等の森林管理費を控除した収益額を5割に算定する</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売して得た収入を、経営管理権権者が企画提案書に示した設定金額を控除した、木材の利益が見込める額に5割に算定する</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費(甲が、実際に木材を生産中心の必要経費又は、経営管理権権者が企画提案書に示した設定金額を補助金として受ける利益が見込める額)に5割に算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に必要となる木材生産業務費を補助金は補助金を適用して支払われる</p> <p>・経営管理権権者は、補助金の支給を受けるための相手方材料を木材生産業務費の10%以内で計上する必要がある</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回る場合、経営管理権権者の当該部分を負担する(甲に金銭的負担を要しないこと)</p> <p>・甲及び乙は、補助金を適用を受けるのに必要な森林経営計画を提出し、甲に提出する。乙が経営管理権権者に提出する。</p> <p>経営管理権権が設置されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるSAM金額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する関係の損益を生じた木材の販売による収益は乙が利益とする</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理権を行使するために必要経費は乙が負担する(甲に金銭的負担を要しないこと)</p>	<p>経営管理権権権が設置される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売が完了した時、収支結果が確定後、連年において完了する</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理権権権者が甲にDを支払うこととなる。支払方法は、甲の指定又は甲に現金手渡しによりおこなう</p> <p>経営管理権権権が設置されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙が甲に対して金銭の支払いは行わない</p>		



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林(甲以外の所有者 (B))				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	
1	高山市 伊豆郡	4482-63	134	ほ	5	山林	0.4234	広葉樹	63		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 高山市 市長 長年 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 [Redacted]</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆で記載する。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となる場合は、権利を森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は其地台帳に記載された地番の「面積」を記載することとし、其地台帳に記載された面積が若干の事柄を相違する場合は、「実測面積」又は「測量」等の理由を記載すること。

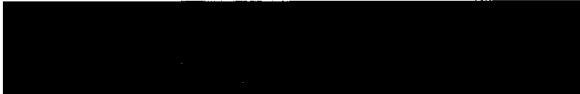
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は其地簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は、「」書きでその旨を記載すること。

(5) (B) 欄は、「( )年」又は「( )年( )月( )日( )未定」を記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2 77	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	進林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市中之郷	4264-1	134	へ	55	畑	0.2516	ナ	45		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、産群林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、産群林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保樹料等の森林管理費を控除した収益額を右式に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、(1)は、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費は、(1)は、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画をあらかじめ策定できるように経営管理実施権者に協力を要する。	経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4296-70	134	へ	58	山林	0.0519	ナ	41							
3	富士市中之郷	4482-83	134	ほ	25	山林	0.0691	ナ	62							
4	富士市中之郷	4482-169				山林	0.0225									
5	富士市中之郷	4482-171				山林	0.0450									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外、権原者（E）				備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同印	
1	富士市中之郷	4264-1	134	へ	55	畑	0.2516	サ	45							
2	富士市中之郷	4296-70	134	へ	58	山林	0.0519	シ	41							
3	富士市中之郷	4482-83	134	ほ	25	山林	0.0691	シ	62							
4	富士市中之郷	4482-169				山林	0.0225									
5	富士市中之郷	4482-171				山林	0.0450									
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p>																

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。


（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

整理番号	F2-78	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市中之郷	4296-49	134	ほ	77	山林	0.0320	トナ	68	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>			
2	富士市中之郷	4296-50			山林	0.0369											
3	富士市中之郷	4296-51				山林	0.0042										
4	富士市中之郷	4296-91				山林	0.0112										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-49	134	ほ	77	山林	0.0320	シ/ナ	68					
2	富士市中之郷	4296-50				山林	0.0369							
3	富士市中之郷	4296-51				山林	0.0042							
4	富士市中之郷	4296-91				山林	0.0112							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

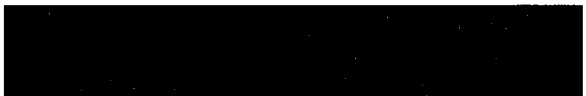
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小良井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
	F2-79	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	[Redacted]													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小期	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市中之郷	4261-2	134	ほ	87	畑	0.1065	ひ	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する ・乙は、大気、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額に補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 この甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4263-1				畑	0.0116									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4261-2	134	ほ	87	畑	0.1065	りん	62					
2	富士市中之郷	4263-1				畑	0.0116							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       名称                      所在地</p>														

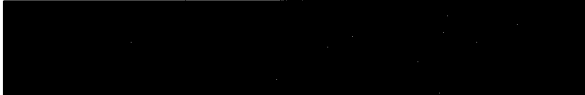
- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の間に記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段にご記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで手段にご記載すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-80	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 東野	1887	132 と	47 山林	0.6145	杉	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	




乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 岩淵	1887	132	と	47	山林	0.6145	シラ	56					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1. 個別事項

整理番号	整理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)												
	F2-81	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 造林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 中之郷	4296-38	134	ほ	79	山林	0.0492	広葉樹	61		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4296-38	134	ほ	79	山林	0.0492	広葉樹	61					
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合に、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地														
	P2-82	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	富士市中之郷	4482-47	134	は	47	山林	0.0856	E/F	46		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>			
2	富士市中之郷	4482-57	134	は	46	山林	0.0601	E/F	46									
3	富士市中之郷	4484-33	134	は	37	山林	0.2621	E/F	60									
4	富士市中之郷	4484-8	134	は	15	山林	0.2404	E/F	62									
5	富士市中之郷		134	は	13			E/F	62									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-47	134	は	47	山林	0.0856	ヒノキ	46					
2	富士市中之郷	4482-57	134	は	46	山林	0.0601	ヒノキ	46					
3	富士市中之郷	4484-33	134	は	37	山林	0.2621	ヒノキ	60					
4	富士市中之郷	4484-8	134	は	15	山林	0.2404	ヒノキ	62					
5			134	は	13			ヒノキ	62					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印


権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-83	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から、木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払わらるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富上市 中之郷	4482-52	134 は 52	山林	0.2509	ナ	46		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、大失、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、採択林における伐採等は適度な生物多様性に配慮する  経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、採択林における伐採等は適度な生物多様性に配慮する ・乙は、大失、病害虫及び気象、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する	木材の販売による収入から、木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払わらるべき金銭(D)の額の算定方法  経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、見込める利益が見込める額により算定する 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、見込める利益が見込める額により算定する 1. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うための補助金を適用することがある ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を事前に策定する上、経営管理実施権者に協力を要する	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了 1. 収支結果が確定後、速やかにおこなう 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう  ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない	
2	富上市 中之郷	4484-11	134 は 11	山林	0.3170	ナ ナ	63							
3	富上市 中之郷	4482-141-001006	134 は 161	山林	0.0600	ナ ナ	55	林小班の一部						
4	富上市 中之郷	4482-141-001007	134 は 160	山林	0.0600	ナ ナ	55	林小班の一部						
5	富上市 中之郷	4482-141-001008	134 は 163	山林	0.0600	ナ ナ	55	林小班の一部						
6	富上市 中之郷	4482-141-001009		山林	0.1500									
7	富上市 中之郷	4484-48-002	134 は 53	山林	0.2000	ナ ナ	57							
8	富上市 中之郷	4484-48-003	134 は 54	山林	0.1000	ナ ナ	57							
9	富上市 中之郷	4484-48-004		山林	0.1000									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-52	134	は	52	山林	0.2509	スギ	46					
2	富士市中之郷	4484-11	134	は	11	山林	0.3170	スギ	63					
3	富士市中之郷	4482-141-001006	134	は	61	山林	0.0600	スギ	55	林小班の一部				
4	富士市中之郷	4482-141-001007	134	は	60	山林	0.0600	スギ	55	林小班の一部				
5	富士市中之郷	4482-141-001008	134	は	63	山林	0.0600	スギ	55	林小班の一部				
6	富士市中之郷	4482-141-001009				山林	0.1500							
7	富士市中之郷	4484-48-002	134	は	53	山林	0.2000	スギ	57					
8	富士市中之郷	4484-48-003	134	は	54	山林	0.1000	スギ	57					
9	富士市中之郷	4484-48-004				山林	0.1000							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合は、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	R2-87	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 連林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-97	134	ほ 64	山林	0.0429	E/A	60	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	富士市 中之郷	4482-98			山林	0.0007								



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-97	134	ほ	64	山林	0.0429	ヒノキ	60					
2	富士市中之郷	4482-98				山林	0.0007							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

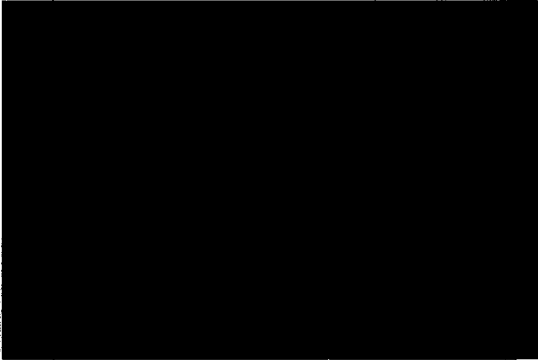

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-88	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市中之郷	4296-72	134	へ	58	山林	0.0459	シバ	41	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・経営管理実施権者が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4482-84	134	ほ	24	山林	0.0663	シバ	68						
3	富士市中之郷	4482-146				山林	0.0178								
4	富士市中之郷	4482-148				山林	0.0158								


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-72	134	へ	58	山林	0.0459	シ/ナ	41					
2	富士市中之郷	4482-84	134	ほ	24	山林	0.0663	シ/ナ	68					
3	富士市中之郷	4482-146				山林	0.0178							
4	富士市中之郷	4482-148				山林	0.0158							
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-89	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
富士市 中之郷		4296-13	134 ほ	69 山林	0.0647	ス シト	59		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 中之郷	4296-13	134	ほ	69	山林	0.0647	ナナハタ	59					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。


(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

I 個別事項		(名称)		(所在地)														
整理番号	F2-90	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		静岡県富士市永田町1丁目100番地 (乙)及び(所在地)														
		富士市長 小長井 義正																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
番号	所在	地番	林班 準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 中之郷	4297	134	ほ	65	山林	0.4343	サ シ	71		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額にり算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>			
2	富士市 中之郷	4297	134	ほ	81	山林	0.4343	サ シ	71									
3	富士市 中之郷	4298				山林	0.0076											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4297	134	ほ	65	山林	0.4343	サトウ.シ/サ	71					
2	富士市中之郷	4297	134	ほ	81	山林	0.4343	サトウ.シ/サ	71					
3	富士市中之郷	4298				山林	0.0076							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)										
	F2 92	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	本材の販売による収入から本材生産等に要する経 費を控除し、なお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 田之郷	4482-5	134 ほ	42 山林	0.1646	サシ	56		2011.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、虫災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を甲により算定する。</p> <p>2. 本材の販売収入の額の算定方法 ・本材の販売収入の額は、(1) 甲が本材を販売し、得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、甲が本材を生産するのに要する経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担する。ただし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を甲が作成する場合は経営管理実施権者に協力する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた本材の販売による収益はこの額とする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費自己が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 本材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の前所有者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-5	134	ほ	42	山林	0.1646	サ.シナ	56					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更になった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-94	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班 林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4482-114	134 林 12 山林	0.0917	杉	54		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4482-114	134	ほ	12	山林	0.0917	シナ	54					
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、裏面面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番		F2-96		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)					
				経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)				富士市長 小長井 義正				静岡県富士市永田町1丁目100番地					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(Λ)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市中之郷	4466	134	ほ	45	山林	0.0409	広葉樹 4.7/1	64		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>		
2	富士市中之郷	4482-10				山林	0.0198										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4466	134	ほ	45	山林	0.0409	広葉樹、スギ、ヒノキ	64					
2	富士市中之郷	4482-10				山林	0.0198							


この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	P2-98	経営管理権の設定を受ける市町村 村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											
番号	所在	地番	林班	率林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	
1	富士市 中之郷	4296-8	134	ほ	71	山林	0.0909	シラ	59		
		経営管理権の初期		経営管理権の存続期間(終期)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		2021.3.1		6年 (2027.3.31)		<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>		<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>		<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-8	134	ほ	71	山林	0.0909	ヒノキ	59					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-100	経営管理権の設定を受ける市町村 村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 中之郷	4263-2	134 ほ 90	畑	0.1294	法華樹 トナリ	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市 中之郷	4296-29	134 ほ 80	山林	0.0469	トナリ	59										
3	富士市 中之郷	4296-80	134 へ 57	山林	0.0160	トナリ	59										
4	富士市 中之郷	4296-81		山林	0.0095												
5	富士市 中之郷	4296-82		山林	0.0049												
6	富士市 中之郷	4296-115		山林	0.0080												
7	富士市 中之郷	4482-101	134 ほ 19	山林	0.0776	トナリ	57										



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4263-2	134	ほ	90	畑	0.1294	広葉樹スギ・ヒノキ	62						
2	富士市中之郷	4296-29	134	ほ	80	山林	0.0469	スギ・ヒノキ	59						
3	富士市中之郷	4296-80	134	へ	57	山林	0.0160	スギ・ヒノキ	59						
4	富士市中之郷	4296-81				山林	0.0095								
5	富士市中之郷	4296-82				山林	0.0049								
6	富士市中之郷	4296-115				山林	0.0080								
7	富士市中之郷	4482-101	134	ほ	19	山林	0.0776	ヒノキ	57						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印


権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又  
所在地      所在地      名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-101	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期 、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之島	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>
2	富士市 中之島	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	67						


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	ヒノキ	59					
2	富士市中之郷	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	ヒノキ	67					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       所在地                      名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考
経営管理権の始期										
経営管理権の存続期間(終期)										
経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)										
木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法										
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法										
備考										
1	富士市中之郷	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	シラ	59	
2	富士市中之郷	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	シラ	67	
<p>経営管理権の始期 2021.3.1</p> <p>経営管理権の存続期間(終期) 6年(2027.3.31)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	トナリ	59						
2	富士市中之郷	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	トナリ	67						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)													
	F2-103	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
1	富士市中之郷	4465	134	ほ	45	山林	0	2218	5	甲	67	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	本材の販売による収入から、本材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
2	富士市甲之郷	4482-109	134	ほ	16	山林	0	1487	5	甲	65						
3	富士市中之郷	4482-130	134	ほ	14	山林	0	3200	5	甲	65						
4	富士市甲之郷	4482-133	134	ほ	13	山林	0	0446	5	甲	65						
5	富士市甲之郷	4482-141-001024	134	ほ	79	山林	0	1000	5	甲	57						
													2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の本材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金額から、本材生産業務費、本材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 本材の販売収入の額の算定方法 ・本材の販売収入の額については、実際に本材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 本材生産業務費の算定方法 ・本材生産業務費については、実際に本材を生産するのに必要とした経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 1. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、本材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を本材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・本材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。  経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づきながら実施する間伐の結果生じた本材の販売による収益額の基とする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考		
1	富士市中之郷	4465	134	ほ	45	山林	0.2218	広葉樹	67	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同意印
2	富士市中之郷	4482-109	134	ほ	16	山林	0.1487	針葉樹	65					
3	富士市中之郷	4482-130	134	ほ	14	山林	0.3200	針葉樹	65					
4	富士市中之郷	4482-133	134	ほ	13	山林	0.0446	針葉樹	65					
5	富士市中之郷	4482-141-001024	134	は	79	山林	0.1000	針葉樹	57			林小期の一部		
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p>														


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地帯ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	整理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)												
	F2-104	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市中之郷	4463	134	ほ	44	山林	0.0509	林	65		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4463	134	ほ	44	山林	0.0509	スギ・ヒノキ	65					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

整理番号	F2-106	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市中之郷	4482-54	134	は	50	山林	0.1107	スギ	45	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利根開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は携えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は携えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を右のように算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行なう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市中之郷	4482-73	134	ほ	52	山林	0.1256	広葉樹類	63						
3	富士市中之郷	4484-9	134	は	14	山林	0.1504	スギ	62						
4	富士市中之郷	4484-12	134	は	8	山林	0.1619	スギ	62						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中之郷	4482-54	134	は	50	山林	0.1107	シナ	45					
2	富士市中之郷	4482-73	134	ほ	52	山林	0.1256	広葉樹類 シナ	63					
3	富士市中之郷	4484-9	134	は	14	山林	0.1504	スギ シナ	62					
4	富士市中之郷	4484-12	134	は	8	山林	0.1619	スギ シナ	62					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合には、新たな森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しい事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日」までと記載すること。

# 経営管理権集積計画


## 1 個別事項

整理番号	F2-107	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の青林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4264-2	134	へ 52	畑	0.1341	広葉樹 雑草等	62		2021.3.1 6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合、 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、炭畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	・経営管理実施権が設定される場合、 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	富士市 中之郷	4294-2	134	へ 56	山林	0.1637		62						
3	富士市 中之郷	4294-3			山林	0.1258								
4	富士市 中之郷	4296-39	134	ほ 79	山林	0.0485		61						
5	富士市 中之郷	4302	134	ほ 60	山林	0.1285		68						
6	富士市 中之郷	4303-1	134	ほ 59	山林	0.3570		68						
7	富士市 中之郷	4303-3			山林	0.0631								
8	富士市 中之郷	4304			山林	0.0485								
9	富士市 中之郷	4482-24	134	は 17	山林	0.1276		56						
10	富士市 中之郷	4482-110	134	ほ 18	山林	0.0333		56						
11	富士市 中之郷	4482-186			山林	0.0457								
12	富士市 中之郷	4482-141-002002	134	は 73	山林	0.0369		62						
13	富士市 中之郷	4482-141-002003	134	は 72	山林	0.0366		62						
14	富士市 中之郷	4482-141-002004			山林	0.0469								
・経営管理実施権が設定されない場合、 ・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、炭畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。											・経営管理実施権が設定されない場合、 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市中之郷	4264-2	134	へ	52	畑	0.1341	広葉樹、スギ、ヒノキ	62						
2	富士市中之郷	4294-2	134	へ	56	山林	0.1637	広葉樹、スギ、ヒノキ	62						
3	富士市中之郷	4294-3				山林	0.1258								
4	富士市中之郷	4296-39	134	ほ	79	山林	0.0485	ヒノキ	61						
5	富士市中之郷	4302	134	ほ	60	山林	0.1285	ヒノキ	68						
6	富士市中之郷	4303-1	134	ほ	59	山林	0.3570	ヒノキ	68						
7	富士市中之郷	4303-3				山林	0.0631								
8	富士市中之郷	4304				山林	0.0485								
9	富士市中之郷	4482-24	134	は	17	山林	0.1276	ヒノキ	56						
10	富士市中之郷	4482-110	134	ほ	18	山林	0.0333	スギ、ヒノキ	56						
11	富士市中之郷	4482-186				山林	0.0457								
12	富士市中之郷	4482-141-002002	134	は	73	山林	0.0369	スギ、ヒノキ	62						
13	富士市中之郷	4482-141-002003	134	は	72	山林	0.0366	スギ、ヒノキ	62						
14	富士市中之郷	4482-141-002004				山林	0.0469								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理号	F2-108	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
		静岡市永田町1丁目100番地		富七市長 小長井 義正		静岡県富七市長 小長井 義正										
		静岡市中之郷		静岡市中之郷		静岡市中之郷										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富七市中之郷	4294-1-1	134	〜	56	山林	0.5728	広葉樹	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市中之郷	4294-1-1	134	へ	56	山林	0.5728	広葉樹 物. 針. 混	62						
2	富士市中之郷	4294-1-2				山林	0.2889								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地      (同上)      氏名又は名称

(同上)


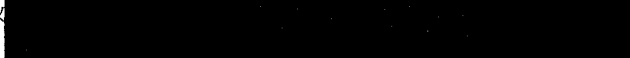
- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-109	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4295	134	へ	60	山林	0.3041	シラカシ	67	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>Dから甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>
2	富士市 中之郷	4296-55			山林	0.0102								
3	富士市 中之郷	4296-67	134	へ	58	山林	0.0393	広葉樹類 シラカシ	41					
4	富士市 中之郷	4296-71				山林	0.0343							
5	富士市 中之郷	4482-88	134	ほ	23	山林	0.0768	シラカシ	65					
6	富士市 中之郷	4482-89				山林	0.0636							
7	富士市 中之郷	4482-158				山林	0.0242							
8	富士市 中之郷	4482-160				山林	0.0013							
9	富士市 中之郷	4482-162				山林	0.0260							



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4295	134	へ	60	山林	0.3041	ヒノキ	67						
2	富士市中之郷	4296-55				山林	0.0102								
3	富士市中之郷	4296-67	134	へ	58	山林	0.0393	広葉樹、スギ、ヒノキ	41						
4	富士市中之郷	4296-71				山林	0.0343								
5	富士市中之郷	4482-88	134	ほ	23	山林	0.0768	ヒノキ	65						
6	富士市中之郷	4482-89				山林	0.0636								
7	富士市中之郷	4482-158				山林	0.0242								
8	富士市中之郷	4482-160				山林	0.0013								
9	富士市中之郷	4482-162				山林	0.0260								
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印 </p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-110	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中之郷	4296-34	134	ほ 80	山林	0.0323	ナラ	59	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 中之郷	4482-113	134	ほ 20	山林	0.0822	ナラ	64						
3	富士市 中之郷	4482-192			山林	0.0234								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	連林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市中之郷	4296-34	134	ほ	80	山林	0.0323	スギ、コナラ	59						
2	富士市中之郷	4482-113	134	ほ	20	山林	0.0822	ヒノキ	64						
3	富士市中之郷	4482-192				山林	0.0234								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

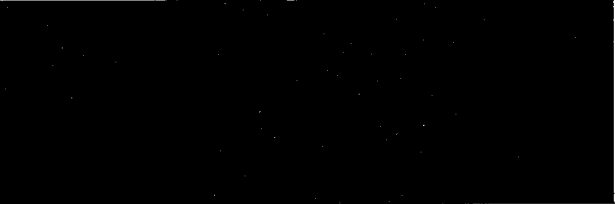
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-111	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)	(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)	(住所又は所在地)									
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市中之郷	4296-27	134 ぼ 80	山林	0.0505	ス 杉	59		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。  経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。  経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4296-27	134	ほ	180	山林	0.0505	スギ・ヒノキ	59					
2	富士市中之郷	4222-1	134	へ	27	山林	0.0704	広葉樹	58					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 茂正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地      (同上)      氏名又は名称      </p> <p style="text-align: center;">(同上)</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著し、事実と相違する場合には、両側面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

整理番号	F2-113	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	本村の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお取益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富上市中之郷	4260-2	134 ほか 86	畑	0.0373	アサギ		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、本村の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を7割で算定する。 2. 本村の販売収入の額の算定方法 ・本村の販売収入の額は、(1)日、実際に本村を販売した販売収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に本村を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 1. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある。 ・木材生産等に要する経費が本村の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定するよう経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙は経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富上市中之郷	4261-1	134 ほか 87	山林	0.3699	アサギ							
3	富上市中之郷	4296-15	134 ほか 67	山林	0.0656	アサギ							
4	富上市中之郷	4296-129		山林	0.0030								
5	富上市中之郷	4296-61	134 ほか 59	山林	0.0409	アサギ		67					
6	富上市中之郷	4482-78	134 ほか b/	山林	0.1689	アサギ		62					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市中之郷	4260-2	134	ほ	86	畑	0.0373	広葉樹ス トノキ	59					
2	富士市中之郷	4261-1	134	ほ	87	山林	0.3699	広葉樹ス トノキ	59					
3	富士市中之郷	4296-15	134	ほ	67	山林	0.0656	トノキ	59					
4	富士市中之郷	4296-129				山林	0.0030							
5	富士市中之郷	4296-61	134	へ	59	山林	0.0409	トノキ	67					
6	富士市中之郷	4482-78	134	ほ	57	山林	0.1689	ス トノキ	62					
<p>この計画に同意する。            権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別項とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合は、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」までと記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	F2-114	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市中之郷	4482-19	134 は 42	山林	0.1864	ナラ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol>	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul>				
2	富士市中之郷	4482-20	134 は 41	山林	0.2730	ナラ	56										
3	富士市中之郷	4482-38	134 ほ 33	山林	0.0132	ナラ	41										
4	富士市中之郷	4482-39	134 は 43	山林	0.0333	ナラ	59										
5	富士市中之郷	4482-40	134 ほ 35	山林	0.0079	ナラ	59										
6	富士市中之郷	4482-41	134 ほ 36	山林	0.1742	ナラ	59										
7	富士市中之郷	4482-42		山林	0.0390												
8	富士市中之郷	4482-72	134 ほ 51	山林	0.1818	ナラ	47										



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同意印
1	富士市中之郷	4482-19	134	は	42	山林	0.1864	ヒノキ	56						
2	富士市中之郷	4482-20	134	は	41	山林	0.2730	ヒノキ	56						
3	富士市中之郷	4482-38	134	ほ	33	山林	0.0132	ヒノキ	41						
4	富士市中之郷	4482-39	134	は	43	山林	0.0333	ヒノキ	59						
5	富士市中之郷	4482-40	134	ほ	35	山林	0.0079	ヒノキ	59						
6	富士市中之郷	4482-41	134	ほ	36	山林	0.1742	ヒノキ	59						
7	富士市中之郷	4482-42				山林	0.0390								
8	富士市中之郷	4482-72	134	ほ	51	山林	0.1818	ヒノキ	47						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

### (2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該施設設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

### (9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。